

第1回草津市要援護者避難支援プラン策定委員会要旨

(これらの内容は、現時点でのまとめです。今後、さらに議論を深めていきます。)

1 委員長 峰島厚立命館大学教授、副委員長 末下信哉社協会長

2 委員会の次回以降傍聴可、今回以降の議事録要旨公開可

3 本プランの重点対象者

要援護者とは、必要な情報を把握し、身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが、特に困難な人のことで、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等が対象となります。

このプランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者を要援護者と位置づけて、以下の方を避難支援を重点的かつ優先的に進めます。

- ①75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- ③介護保険要介護1以上の認定を受けている者
- ④身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
- ⑤療育手帳A1又はA2の判定を受けた者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する精神障害を有する者
- ⑦難病患者のうち特定疾患医療受給者
- ⑧前各号に準じる状態にある者で、自ら要援護者であることを申し出た者(家族等の代理申請可)

議事要旨

- ・ ①、②は、65歳以上に比べ75歳以上は、要介護認定とされている方が6倍あり、避難支援が必要とされる割合が高いと想定されます。
- ・ ③は認知症や歩行の困難性などから、要介護1以上で必要です。
- ・ ④、⑤、⑥は特に重度の方を重点対象者としますが、精神障害者については、災害時にパニックになり要援護者となる可能性が高いため、3級まで含めるものとします。
- ・ ⑦は、滋賀県より情報提供を受けて対応できます。
- ・ ⑧は、前各号で対象とならなくても、本人、もしくは家族等の申し出により、避難支援を必要する方をフォローします。(等級に該当しない視覚障害者、聴覚障害者、発達障害者や、昼間独居、制度未利用者で把握できないが、支援を要する方など。)

4 要援護者リストの項目

要援護者リストの項目は、本人以外から収集するデータであり、個人情報保護審議会で審議を得て災害目的として収集します。

- ① 要援護者氏名、② 性別、③ 生年月日(年齢)④ 住所
- ⑤ 要援護者の要件区分、⑥ 世帯人数⑦ 身体等の状況(介護認定、障害手帳の有無等)⑧ 町内会名⑨ 管理コード(要援護者、町内会)

議事要旨

対象者の同意確認作業を行ううえで、必要と考えられる項目を抽出します。このリストを共有するのは、同意確認作業を行う市及び民生児童委員協議会とします。

5 手上げ方式・同意方式の決定

広報、個別通知のみの手上げ方式と、民生児童委員の個別訪問による同意確認があります。本市は、対象者の特性に応じた併用方式を採用します。

- ① 高齢者、要介護1以上 …同意方式・民生委員児童委員協議会
- ② 障害者…手上げ方式・草津市障害福祉課
- ③ 難病患者…手上げ方式・滋賀県

議事要旨

他市の例でもあるように手上げ方式のみでは、対象者に制度趣旨が理解されず、真に支援が必要な人を支援できない可能性があります。民生委員児童委員協議会の協力による、個人宅への訪問、説明、同意確認作業を行う同意方式を主として考え、障害者については対象者の心情に配慮して、市からの通知による手上げ方式とします。また、障害者関係団体や障害者施設は、これらの制度周知に協力することで、手上げ率を向上させます。

6 個別支援プラン作成支援者

手上げ方式の場合は本人や家族が作成、同意方式の場合、民生児童委員による同意確認時に作成支援をします。本人で避難支援者が選定できない場合は、町内会で選定します。

- ① 民児協
 - * 高齢者への同意確認時に個別支援プランを作成します。
 - * 障害者は個別通知時に家族等で記入され返信されればよいですが、同意はしたいが、作成支援の依頼がある場合は、民児協に依頼します。
- ② 町内会
 - * 避難支援者の選定は町内会で行います。
- ③ ボランティア連絡協議会
 - * 町内会で避難支援者の選定が困難な場合は、ボランティア連絡協議会で支援します。

議事要旨

民児協自身も高齢化し、仕事量が増加する中、やれる範囲も限界があると考えられます。各関係機関の協力が不可欠です。

また、避難支援者は、要援護者の隣人となりますが、了解いただけるのかが問題で要援護者把握が進んでも支援者が見つからないという事態が想定されます。町内会での取組み推進が事業の成否を大きくわけるため、町内会へのアンケート調査を通じて状況を確認していきます。

支援者が見つからない場合は、ボランティア連絡協議会をはじめ、各関係機関で支援を行うものとします。

特に支援者の確保が最も大きい課題であるため、継続して協議していきます。

7 要援護者リスト、登録者リスト、個別支援プランの共有の範囲

- ① 市 要援護者リスト、登録者リスト、個別支援プラン
- ② 民児協 要援護者リスト、登録者リスト、個別支援プラン
- ③ 町内会 個別支援プラン
- ④ 本人 個別支援プラン
- ⑤ 支援者 個別支援プラン

議事要旨

要援護者リスト、登録者リストは、市が個人情報保護審議会で審議を得て、市、民児協が所有し、個別支援プランは本人同意を得て、民児協、町内会、支援者が情報共有します。

個別支援プラン更新作業は、本人、支援者、町内会、民児協までとします。

8 個別支援プランの項目

- ① 避難支援者情報(氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、居住建物の状況等)
- ② 緊急時の家族の連絡先(氏名、関係、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等)
- ③ 避難支援者情報(氏名、関係・所属、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等)
- ④ 通所先の介護事業所、社会福祉施設等
- ⑤ かかりつけ医および携行する医薬品等
- ⑥ 緊急通報システムの有無
- ⑦ 情報伝達ルート
- ⑧ 登録者の状況(生活状況、情報伝達・避難誘導時および避難先での留意事項、その他)

議事要旨

個別支援プランの項目は自治体により様々で、不用意に個人情報を流出させない意味では、項目数を絞る方向になりますし、有事に利用できる情報を幅広くとなれば項目数が増えることになります。また、プライバシーに配慮して、障害者手帳の級や介護等級、病名等をださずに、配慮すべき状況を記載するという考え方をしています。

項目については、各自持ち帰り、継続して審議することとします。

9 町内会、社会福祉施設アンケート内容

町内会の意識や防災体制、要援護者対策の状況を確認し、要援護者対策を考える参考アンケート調査を実施します。また、社会福祉施設は、要援護者が避難する福祉避難所として指定する計画であり、事業所の意識や施設、人員の状況等を確認したいと考えています。福祉避難所として協力いただいた場合は、要した費用は全額、公費負担となります。ただし、福祉サービス自体の提供は、福祉各法の適用が優先されます。

議事要旨

命を守る重要な制度であるため、各関係団体には、事業概要を説明したうえで、アンケート調査を実施するなど、関係機関と連携した計画の策定が必要であると考えています。